

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P 55 健保4 問17 解説 上2行目	磁気ディスク	光 ディスク
P 95 健保8 問8 解答	○	×
P 95 健保8 問8 解説 上1～2行目	外来療養に係るものについては多数回該当による軽減措置は設けられていません	入院療養に係るものについて多数回該当による軽減措置が設けられているのは、現役並み所得者だけです。一般の区分には設けられていません
P 224 国年8 問10 問題 上2行目	平成25年度の保険料改定率は0.951	平成 26 年度の保険料改定率は 0.947
P 225 国年8 問10 解説 上3行目	平成25年度の保険料改定率は、0.951とされています	平成 26 年度の保険料改定率は、 0.947 とされています
P 358～365	削除	
P 366～367 すべて差し替え	<p>厚生年金基金及び企業年金連合会について</p> <p>平成25年6月26日に、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（「改正法」といいます）が公布され、平成26年4月1日から施行されました。</p> <p>この改正により、厚生年金基金の新設は認めないこととし、厚生年金基金における代行制度について、その持続可能性や厚生年金本体に与える影響等を踏まえ、10年間の移行期間を置いたうえで、段階的に縮小・廃止していくものとされています。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>厚生年金保険法に規定されていた「厚生年金基金及び企業年金連合会」に関する条項が章ごと削除され、以下の内容等が、別途、改正法附則に規定されました。</p> <p>これに伴い、従来本書に掲載していた厚生年金基金及び企業年金連合会に関する問題は、適切な修正が行えないため、削除しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 存続厚生年金基金 改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金であって、改正法の施行の際現に存するものは、改正法の施行日以後も、なお存続します。 この存続する厚生年金基金を、「存続厚生年金基金」といいます。 ● 存続厚生年金基金への改正前厚生年金保険法の規定の適用 存続厚生年金基金に対しては、「目的」「組織」「加入員の資格の取得・喪失」等、改正前厚生年金保険法の規定の一部が適用されます。 ● 存続厚生年金基金の合併、分割 合併、分割について、従来より要件が緩和され、「代議員会において代議員の定数の3分の2以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受ける」ことで、実施できるようになっています。 	

	<p>● 存続厚生年金基金の解散 解散について、従来より要件が緩和され、次のいずれかに該当する場合に解散するものとされています。</p> <p>① 代議員の定数の3分の2以上の多数による代議員会の議決（+厚生労働大臣の認可）</p> <p>② 存続厚生年金基金の事業の継続の不能（+厚生労働大臣の認可）</p> <p>③ 厚生労働大臣の解散命令</p> <p>● 自主解散型基金、清算型基金 解散に関する特例的な仕組みとして、「自主解散型基金」「清算型基金」が、施行日（平成26年4月1日）から起算して5年を経過する日までの間に限り設けられています。</p> <p>これにより解散しようとするときは、責任準備金相当額の減額、納付の猶予等の措置を受けることができます。</p> <p>● 存続連合会 改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会であって、改正法の施行の際現に存するものは、改正法の施行日以後も、なお存続します。</p> <p>この存続する企業年金連合会を、「存続連合会」といい、存続連合会は、確定給付企業年金法に基づく企業年金連合会の設立の時に解散します。</p> <p>● 企業年金連合会（確定給付企業年金法に規定） 改正前厚生年金保険法の規定による企業年金連合会は、厚生年金基金が主体となって設立するものとされていましたが、新たに確定給付企業年金法に規定が置かれ、企業年金連合会の会員となろうとする 20 以上の事業主及び企業年金基金が発起人となり、設立することができるようになっています。</p>	
P 438 社一6 問15問題 上1～2行目 P 439 社一6 問15解説 上1行目	平成25年度	平成 26 年度
P 451 社一8 問13解説 最終行	(法91条の2第1項)	(法91条の 19 第1項)

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 151 国年2 問19解説 上2行目	申出は不要です。	申出は不要です